

いじめ重大事態に関する調査結果の公表の在り方について 答申をいただきました

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に基づくいじめ重大事態に関する調査結果の公表の在り方について、教育委員会の附属機関である横浜市いじめ問題専門委員会に諮問をしていましたが、本日、答申をいただきました。今後、12 月 15 日の教育委員会会議で、この答申をガイドラインとして運用していくことについて、審議をする予定です。

答申の概要

1 いじめ重大事態に関する調査結果の公表の在り方について

(1) 公表の意義

いじめ重大事態の調査結果の公表は、児童生徒の健やかな成長と再発防止を含むいじめ防止対策の実効ある取組に資するために行い、情報を得た市民社会は、これを関係諸法の趣旨に沿って生かしていくようにしなければならない。これによって、「社会全体で子どもを健全に育てる」という公益を生む意義を持つ。

また、調査結果の公表は、市民目線で学校教育のありようを見つめ直すことに役立ち、児童生徒の育成を第一義に据えた公正な学校の教育活動を強化する契機になる。

さらには、専門委員会の公正性・中立性を確認する機会とし、調査結果の信頼性を保つ意義も有している。

以上から、公表することの意義として、以下 3 点を挙げるができる。

- ① 市民社会全体で再発防止を含むいじめ防止対策や健全育成活動を促進すること。
- ② 市民目線に立って学校及び教育委員会のいじめ対策や教育活動を見直し、公正な教育活動・教育行政の推進を強化すること。
- ③ 専門委員会の調査結果の信頼性を保つこと。

(2) 公表することの弊害

ア 調査の真実性への影響

インターネット等での情報拡散は、関係当事者・調査対象者に防衛機制を働かせる恐れがある。

イ 公表による関係当事者への影響

- ① 一定の範囲で学校情報や生活情報を共有する同じ学校の保護者や地域住民等が閲覧することで、関係当事者の個人が特定されたり、日頃の人間関係の状況や内心を知られたりすることになり、関係当事者の学校や地域での生活に支障が生じると考えられる。
- ② 人間関係の詳細や言動の様子、諍いや対立の実情などが明確になることによって、関係当事者と周囲の児童生徒・保護者等との関係に影響が出て、被害児童生徒の登校再開や立ち直り、加害児童生徒の反省や更生、当事者間の関係修復等の支障となるなど、児童生徒の成長が阻害されると考えられる。
- ③ インターネット上での情報拡散とさらなる投稿・転載が繰り返される状況が起こり、興味本位な書き込みや誹謗中傷による重篤な人権侵害と関係児童生徒の成長を阻害する状況が生まれると考えられる。

(3) 公表の在り方

公表は、関係当事者に不利益が及ばないよう配慮を尽くした上で行う必要があります、関係する全ての児童生徒の人格を傷つけたり、その健やかな成長を阻害したりすることは、決してあってはならない。

2 調査結果を公表する場合の公表の仕方及び公表内容について

(1) 公表方法

行政が公表の目的に合致した公表版を作成し、公表することが望ましい。

(理由)

公表版は、公表の目的に沿って全体像を分かりやすく書くことができ、言い回しを工夫することで、ニュアンスを伝えることもできるため。

(2) 公表する場合の関係者の意向確認

被害者側には、公表についての意向を可能な限り確認すべきである。もともと、必ずしも明確な同意がなければ公表しないとするものではなく、同意が得られない場合でも、少なくとも、調査により確認できたいじめの有無及び再発防止策については公表し、全ての調査報告書について公表版を公表することが望ましい。

他の関係児童等に対しても、公表の目的を十分に説明して理解を得るように努めるべきであるが、公表が、他の関係児童等への手当や指導に差し支えないよう配慮すべきである。

(3) 公表の手順

- ア 調査報告書の公表版を作成
- イ 専門委員会に公表内容を報告し、内容に疑義がないか意見聴取
- ウ 公表について、被害者側・加害者側それぞれの保護者、児童生徒へ説明
- エ 教育委員会のホームページに掲載（期間：6か月程度）

3 調査結果の公表に際した個人情報保護について

文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」や情報公開条例等の規定、児童生徒が成長過程であることに対する教育的配慮を踏まえ、いじめ調査の公表にあたっては、子どもたちの将来においての成長を守るという視点に立ち、児童生徒の人格を尊重するよう配慮をする。

※答申全編は、下記のホームページをご覧ください。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/bunya/bunya16000.html>

いじめ問題専門委員会 岡田守弘委員長のコメント

いじめ重大事態に関する調査結果の公表の在り方は、大変難しい問題であり、当委員会においても、公表することによるメリット、デメリットを様々な角度から議論し、答申としてまとめました。

この答申に基づき、児童生徒の人格を尊重するよう配慮した上で調査結果の公表を行うことで、社会全体でいじめの問題を考えていく契機となり、児童生徒の健やかな成長といじめの再発防止に資することを願っています。

お問合せ先

教育委員会事務局人権教育・児童生徒課担当課長 兵頭 輝久 Tel 045-671-3718